

相続が発生した時の手続き

死亡届の提出

死亡の事実を知った日から7日以内に、死亡者の本籍地又は届出人の所在地もしくは死亡地の市区町村に届出ます。

○ 添付書類

死亡届には、死亡診断書又は死体検案書を添付しなければなりません。

死亡診断書とは、死亡者を診断した医師が診断内容を記載して作成する書面であり、死体検案書とは、死亡者を診断していない医師が死亡後に死体を検案した結果を記載して作成する書面です。

やむを得ない事由により死亡診断書又は死体検案書を得る事が出来ないときは、死亡の事実を証する書面をもってこれに代える事が出来ます。

ただし、死亡届に死亡診断書又は死体検案書を添付出来ない場合には、その事由を届出書の「その他」の欄に記載しなければなりません。

やむを得ない事由とは、震災、火災、水難等の事変による死亡等が考えられます。

○ 死亡の事実を証する書面

官公庁の死亡証明書

水難死亡者についての船長の証明書

震災死亡者についての火葬者ないし死亡実見者の証明書

被殺害者についての加害者に対する刑事判決所の謄本

在外邦人につき日本人会長又は同支所長の証明書

死体火埋葬の許可

死体を火埋葬するために死体火埋葬許可証の交付を受けなければなりません。

火葬(埋葬)をしようとする時(通常は死亡届と同時に申請)に、火葬(埋葬)を行おうとする者が、死亡届を受理した市区町村に「死体火埋葬許可証交付申請書」を提出して、交付を受けます。